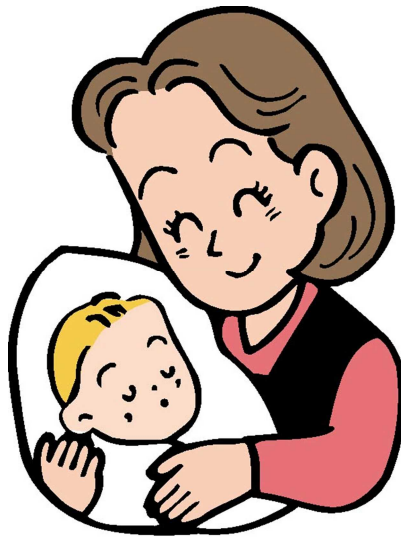


狛江市

育児支援ヘルパー —利用案内—



こんな方が、ご利用になれます。

「出産前、なかなか上の子の世話ができないので手伝って欲しい…」

「出産後に手伝ってくれる人も、知り合いもいなくて不安…」

事業の目的

この事業は、出産前後、育児や家事が困難で、代わりにしてくれる人が身近にいない家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児の援助などを行うことによって、出産前後の生活を支援するものです。

利用できる方・利用期間など

◎利用対象者

狛江市在住で、出産前後に、昼間、家事や育児などを手伝ってくれる人のいない家庭

◎利用期間

	通常利用	多胎家庭
出産予定日2か月前～	96時間	96時間
出産日～1歳未満	96時間	240時間
1歳～2歳未満※	96時間	180時間

※1歳以降の利用には、再度申請が必要となります。

◎利用時間

午前8時30分から午後6時までの間の2時間以上4時間以内（1日1回に限る。）

1回につき2時間以降は30分単位で利用が可能です。

日曜日・祝日・年末年始は利用できません。

サービス内容

□育児に関すること

（授乳、沐浴、オムツ交換、きょうだいの育児に関すること）

□家事に関すること

（食事の準備や片付け、買い物、居室の掃除、洗濯など）

□その他必要な助言・相談（育児の助言・相談など）

利用料

生活保護世帯	なし
住民税非課税世帯	1 時間 500 円 30 分 250 円
上記以外の世帯	1 時間 1,000 円 30 分 500 円

- *利用時間が2時間未満の場合は、2時間分の利用料となります。
- *ヘルパーの手配の都合がありますので、キャンセルの場合はすぐにヘルパー事業所へご連絡をお願いします。
- *派遣予定日前日の午後6時以降のキャンセルは1日あたり 1,000 円のキャンセル料（無断の場合 3,000 円）が発生します。
- *利用料は、クレジットカード又はPayPayでお支払いできます。
利用後、お支払いに必要な URL を、申請書に記入いただいたメールアドレスにお送りします。

利用の流れ

- ① 申込み（以下のいずれかの方法でお申し込みください）
 - ア) 子ども家庭支援センターにお越しいただき、所定の申請書にてお申込みください。
 - イ) 事前に電話連絡の上、メール又は郵送で、所定の申請書をご記入の上、お送りください。
e-mail : tanpopo-kosodate@etude.ocn.ne.jp

↓
- ② サービス利用の決定（利用承認（不承認）通知書の郵送など）

↓
- ③ サービス内容や日程などの事前調整
利用前にサービス内容の確認や日程などの調整のため、派遣されるヘルパーがご自宅へ伺います。
*事業者により電話での調整のみとなる場合があります。

↓
- ④ ヘルパー派遣

↓
- ⑤ 利用終了後、利用料の納付（月単位）

★お気軽にご相談ください★

利用に関するお約束

- 原則として、利用したい日の1か月前までに、相談・申込みをしてください。（1か月以内の利用希望でもご相談ください）
- 出産後、すみやかに派遣ヘルパーに連絡して、派遣開始日・時間及び内容をご確認ください。

☆ヘルパーは、市と委託契約した事業者から派遣されます。

<問合せ・申込先>

狛江市子ども家庭支援センター

〒201-0013 狛江市元和泉1-11-11

（狛江市子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」1階）

TEL 03-5438-6605

月～土曜日 午前9時～午後6時

（休館日 日曜・祝日・年未年始）

